

平成31年3月29日環地温発第19032956号
改正 平成31年4月1日環地温発第19040153号
改正 令和元年8月9日 環地温発第1908093号
改正 令和2年4月1日 環地温発第20040146号

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業実施要領

第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地域循環共生圏の展開を図り、もって地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）に掲げる温室効果ガス削減目標の達成への貢献を通じつつ、脱炭素社会の実現に資すること等を目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、別表第1に掲げる事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 補助金の交付事業

（1）交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

（2）間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- ① 別表第1の1. 脱炭素型地域づくりモデル形成事業第1欄に掲げる事業
地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区、一部事務組合及び広域連合）
- ② 別表第1の2. 地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築支援事業第1欄（1）に掲げる事業
 - ア 地方公共団体
 - イ 民間企業
 - ウ その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者
- ③ 別表第1の2. 地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築支援事業第1欄（2）に掲げる事業
 - ア 地方公共団体

イ 民間企業

ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

オ その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

④ 別表第1の2. 地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築支援事業第1欄（3）に掲げる事業

ア 地方公共団体

イ 民間企業

ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 地域における温泉の管理や配湯を行う組合（民間企業を除く）

オ その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

⑤ 別表第1の3. 地域の脱炭素交通モデルの構築支援事業第1欄（1）に掲げる事業

ア 地方公共団体

イ 民間企業

ウ その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

⑥ 別表第1の3. 地域の脱炭素交通モデルの構築支援事業第1欄（2）に掲げる事業

ア 民間企業

イ 地方公共団体

ウ 一般社団法人・一般財団法人

エ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

オ 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第48条第二号から第八号に掲げる者

カ その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

⑦ 別表第1の3. 地域の脱炭素交通モデルの構築支援事業第1欄（3）に掲げる事業

ア 軌道法（大正10年法律第76号）第3条に基づく事業の特許を有する者

イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条に基づく許可を有する者

ウ 民間企業

エ 地方公共団体

オ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

カ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

キ その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

（3）間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとする。

（4）補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知
- イ 間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否等に関する審査基準の作成等及び審査委員会（以下「委員会」という。）の設置運営
- ウ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）
- エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督
- オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応
- カ 外部有識者等からなる、別表第1の3. 地域の脱炭素交通モデルの構築支援事業 第1欄（2）に掲げる事業における補助対象設備の一部を指定する会議の設置運営
- キ 上記に関する付帯業務

（5）交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条まで第16条並びに第17条に準じた事項並びに事業報告書の提出その他必要な事項を記載するものとする。

（6）間接補助金交付先の採択等

- ① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、採否に関する審査基準（案）を作成し、環境省と協議の上、採択のために設置した委員会の承認を受けるものとする。
- ② 補助事業者は、①の審査基準に基づき間接補助金交付先の採択を行う。
- ③ 間接補助金交付先の採択は、環境省地球環境局長と協議の上、行うものとする。
- ④ 補助事業者は、②及び③に基づき採択した複数年度計画の間接補助事業及び前年度より継続して実施する間接補助事業のうち、翌年度以降における間接補助事業の計画変更（軽微な変更である場合を除く）が生じた場合は、①、②及び③に準じた手続により審査及び協議し、翌年度における間接補助事業の継続実施の可否を決定するものとする。

（7）間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

（8）間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(9) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(10) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

(11) 翌年度の間接補助事業に関する協議

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業及び前年度から継続して実施する間接補助事業のうち翌年度における間接補助事業について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定日の前日までの間において当該事業を開始したい旨の申請があり、その必要性が認められる場合は、別紙様式により環境省地球環境局長に協議することができる。

(12) 複数年度計画の間接補助事業

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業により採択された事業について、2年目以降の事業を継続しない場合には、過年度に交付した間接補助金の全部又は一部に相当する額を納付させことがある。

第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業（別表第1の1. 脱炭素型地域づくりモデル形成事業に掲げる事業を除く）の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、毎年度、二酸化炭素削減効果等に関する事業報告書を大臣に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

第5 指導監督

(1) 補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

(2) 補助事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接補助事業が交付要綱第7条第10号イ、ウ、エ及びオに基づき付した条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない

細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、平成31年度予算に係る補助金から適用し、平成30年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）から継続実施する間接補助事業（以下「事業」という。）については、第3の（6）①、②及び③の規定は、適用しない。
- 4 3の事業のうち、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）の補助事業者が環境再生・資源循環局長と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。

附 則

- 1 この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領の規定は、令和2年度予算に係る補助金から適用し、令和元年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 平成31年度脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業及び平成31年度公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業から継続実施する間接補助事業（以下「事業」という。）については、第3の（6）①、②及び③の規定は、適用しない。
- 4 3の事業のうち、平成31年度脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業及び平成31年度公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業の補助事業者が環境省地球環境局長と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。

別表第1

1. 脱炭素型地域づくりモデル形成事業

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
(1) 地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業	①FIT 買取期間終了後の再エネ由来電力の活用など地方公共団体と地元企業が連携した再エネの拡大/防災減災効果の向上を図る都市機能集約/高齢化社会に対応した都市部の交通転換や地域公共交通の脱炭素化等の事業検討を行う事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費(賃金、報酬・給料・職員手当(地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費)並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費	補助事業者が必要と認めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1,000万円を超えた場合は、1,000万円を上限額とする。</p>
	②各地域の既存リソースを持続的に活用し、地域の資源生産性向上、地域経済の活性化を図る地域づくりを実現するための事業検討を行う事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費(賃金、報酬・給料・職員手当(地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費)並びにその他必要な経費で補助事業者が	補助事業者が必要と認めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1,000万円を超えた場合は、1,000万円を上限額とする。</p>

		承認した経費		
③地方公共団体が中心となり地域関係者と合意形成等を行う取組や、必要な情報や知見を周知する取組を行う事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費(賃金、報酬・給料・職員手当(地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費)並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費	補助事業者が必要と認めた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が300万円を超えた場合は、300万円を上限額とする。	

2. 地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築支援事業

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
(1) 地域の再エネ自給率向上を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業	①計画策定を行う事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費(賃金、報酬・給料・職員手当(地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費)並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費	補助事業者が必要と認めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1,000万円を超えた場合は、1,000万円を交付額とする。</p>
	②地域の再エネ自給率向上を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築に必要な自営線、太陽光発電設備、蓄電池、太陽熱利用設備、蓄熱槽、電気自動車(リースのみ)、ガスコーチェネレーションシステム、充放電機等及びこれらの設備を	事業を行うために必要な工事費(本事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。)	補助事業者が必要と認めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に3分の2(ただし、ガスコーチェネレーションシステムについては3分の1)を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が10億円を超えた場合は、10億円を交付額とする。</p>

	運転制御する ために必要な 通信・制御機 器設備等の導 入を行う事業			
(2) 激甚化 する災害に対 応したエネル ギー自給エリ ア等構築支援 事業	①計画策定を 行う事業	事業を行うために 必要な人件費及び 業務費(賃金、報酬・ 給料・職員手当(地 方公共団体におい て会計年度任用職 員へ支給されるも のに限る)、社会保 険料、諸謝金、光熱 水料、会議費、旅費、 印刷製本費、通信運 搬費、手数料、委託 料、使用料及賃借料 及び消耗品費)並び にその他必要な經 費で補助事業者が 承認した經費	補助事業者 が必要と認 めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象 経費と第4欄に掲げる基準額と を比較して少ない方の額を選定 する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで 選定された額とを比較して少な い方の額を交付額とする。ただ し、算出された額に1,000円 未満の端数が生じた場合には、こ れを切り捨てるものとし、算出さ れた額が1,000万円を超えた 場合は、1,000万円を交付額 とする。</p>
	②複数の施設 を自営線等で つなぎ、災害 時にエネルギー 一自給が可能 であり、かつ 周辺住民等に エネルギー供 給を可能とす るために必要 な自営線、太 陽光発電設 備、蓄電池、太 陽熱利用設	事業を行うために 必要な工事費(本工 事費、付帯工事費、 機械器具費、測量及 試験費)、設備費、業 務費及び事務費並 びにその他必要な 經費で補助事業者 が承認した經費(間 接補助対象経費の 内容については、別 表第2に定めるも のとする。)	補助事業者 が必要と認 めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象 経費と第4欄に掲げる基準額と を比較して少ない方の額を選定 する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで 選定された額とを比較して少な い方の額に3分の2(ただしガス コージェネレーションシステム については3分の1。また、電気 自動車^{※1}については、蓄電容量 (kW)の2分の1を乗じて得た額 (上限あり))を乗じて得た額を</p>

	備、蓄熱槽、車載型蓄電池、電気自動車、充放電機等及びこれらの設備を運転制御するために必要な通信・制御機器設備等の導入を行う事業			交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が5億円を超えた場合は、3億円を交付額とする。
(3) 温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進実証事業	①地域単位で温泉熱等を利活用するために必要なバイナリー発電機、ガスコージェネレーションシステム、熱交換器及びヒートポンプ等の設備等導入を行う事業	事業を行うために必要な工事費（本事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	補助事業者が必要と認めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

※1 電気自動車は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備を導入し、従来車両からの買換えをする場合に限る。

3. 地域の脱炭素交通モデルの構築支援事業

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
(1) 自動車CASE活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業	<p>①計画策定を行う事業</p> <p>事業を行うために必要な人件費及び業務費(賃金、報酬・給料・職員手当(地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費)並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費</p> <p>②自動車CASE活用による脱炭素型地域交通モデル構築に必要な電気自動車(リースのみ)、充放電機等及びこれらの設備を運転制御するために必要な通信・制御機器設備等を導入する事業</p> <p>地域交通の脱炭素化と地域課題の同時解</p>	<p>事業を行うために必要な人件費及び業務費(賃金、報酬・給料・職員手当(地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費)並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費</p> <p>事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。)</p> <p>事業を行うために必要な工事費(本工</p>	<p>補助事業者が必要と認めた額</p> <p>補助事業者が必要と認めた額</p> <p>補助事業者が必要と認めた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1,000万円を超えた場合は、1,000万円を交付額とする。</p> <p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が5億円を超えた場合は、5億円を交付額とする。</p> <p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p>
(2) グリーンスローモビ				

リティ導入促進事業	決を目的とした、グリーンスローモビリティ（電動で、時速20km未満で公道を走ることが可能な4人乗り以上のパブリックモビリティ）の導入を実施する事業	事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	めた額	<p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>															
	①LRT, BRT	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	補助事業者が必要と認めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に次の割合（令和元年度から継続して実施する事業の場合は2分の1以下）を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>															
	(3) 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	補助事業者が必要と認めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に次の割合（令和元年度から継続して実施する事業の場合は2分の1以下）を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>															
②-1 鉄道事業等におけるネットワーク型低炭素化促進事業		事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、	補助事業者が必要と認めた額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">導入車両</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LRT</td><td>LRT</td><td>1/2 以下</td></tr> <tr> <td>BRT</td><td>電気自動車、燃料電池自動車</td><td>2/3 以下</td></tr> <tr> <td></td><td>ハイブリッド自動車</td><td>1/2 以下</td></tr> <tr> <td></td><td>ディーゼル自動車</td><td>1/3 以下</td></tr> </tbody> </table> <p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象</p>	導入車両		補助率	LRT	LRT	1/2 以下	BRT	電気自動車、燃料電池自動車	2/3 以下		ハイブリッド自動車	1/2 以下		ディーゼル自動車	1/3 以下
導入車両		補助率																	
LRT	LRT	1/2 以下																	
BRT	電気自動車、燃料電池自動車	2/3 以下																	
	ハイブリッド自動車	1/2 以下																	
	ディーゼル自動車	1/3 以下																	

	<p>進事業（一定以上の省エネ化が図られる、新造車両の導入や車両の省エネ改修を実施し、その車両の運行については一定以上の再生可能エネルギー由来の電力を活用する事業）</p> <p>②-2 鉄道事業等におけるネットワーク型低炭素化促進事業（回生電力の有効活用に資する設備（回生電力貯蔵装置、駅舎補助電源装置、上下き電線一括化にかかる設備等）の整備を実施する事業）</p>	<p>機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な絏費で補助事業者が承認した絏費（間接補助対象絏費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p> <p>事業を行うために必要な工事費（本事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な絏費で補助事業者が承認した絏費（間接補助対象絏費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>		<p>絏費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に次の割合を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>補助率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小事業者、公営事業者、準大手、大阪市高速電気軌道株式会社</td><td>1／2 以下</td></tr> </tbody> </table> <p>注1：鉄軌道事業者一覧（国土交通省公表）に基づく分類。中小事業者は、JR・大手民鉄・公営事業者・準大手・大阪市高速電気軌道株式会社以外の鉄軌道事業者とする。</p> <p>注2：鉄軌道事業者以外が申請者となる場合、補助率は、上記表において、「申請者」を「設備を使用する鉄軌道事業者」に読み替えて適用される補助率による。</p> <p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象絏費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に次の割合を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>補助率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小事業者</td><td>1／2</td></tr> </tbody> </table>	申請者	補助率	中小事業者、公営事業者、準大手、大阪市高速電気軌道株式会社	1／2 以下	申請者	補助率	中小事業者	1／2
申請者	補助率											
中小事業者、公営事業者、準大手、大阪市高速電気軌道株式会社	1／2 以下											
申請者	補助率											
中小事業者	1／2											

					以下
				公営事業者、準大手、JR(本州3社以外)、大阪市高速電気軌道株式会社	1／3 以下
				JR本州3社、大手民鉄	1／4 以下

注1：鉄軌道事業者一覧（国土交通省公表）に基づく分類。中小事業者は、JR・大手民鉄・公営事業者・準大手・大阪市高速電気軌道株式会社以外の鉄軌道事業者とする。

注2：鉄軌道事業者以外が申請者となる場合、補助率は、上記表において、「申請者」を「設備を使用する鉄軌道事業者」に読み替えて適用される補助率による。

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人工費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） <p>次の費用をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ② 準備、後片付け整地等に要する費用、 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④ 技術管理に要する費用、 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用

		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
		付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
		機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
		測量及試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費	業務費	事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

事務費	事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。										
		事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th><th>区分</th><th>率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>5,000万円以下の金額に対して</td><td>6. 5%</td></tr> <tr> <td>2</td><td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td><td>5. 5%</td></tr> <tr> <td>3</td><td>1億円を超える金額に対して</td><td>4. 5%</td></tr> </tbody> </table>	号	区分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6. 5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5. 5%	3
号	区分	率										
1	5,000万円以下の金額に対して	6. 5%										
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5. 5%										
3	1億円を超える金額に対して	4. 5%										

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金 報酬・給料・ 職員手当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	需用費	印刷製本費		この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
	役務費	通信運搬費		この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
	委託料			この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
	使用料及 賃借料			この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	消耗品費 備品購入			この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別紙様式

番 号
年 月 日

環境省地球環境局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業)に係る翌年度における間接補助
事業について

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出
抑制対策事業費等補助金(脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業)について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始したい旨の申請があったため審査した結果、その必要性が認められるので、脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業実施要領第3(11)の規定に基づき、下記の通り協議します。

記

1. 間接補助事業の概要

- (1) 間接補助事業者の氏名又は名称
- (2) 間接補助事業の名称
- (3) 間接補助事業の概要
- (4) 翌年度における間接補助事業の概要

2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始する必要性

3. 参考資料